第二十三条第三号中タをレとし、ヌからヨまでをルからタまでとし、リの次に次のように加える。

ヌ　資金移動業を営む者

第二十四条第一号に次のように加える。

ツ　前払式支払手段発行者

ネ　資金移動業を営む者

第二十四条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第三十三条第一項中「六人」を「五人」に改める。

第六十条第四号中「特定国有財産整備特別会計」を「財政投融資特別会計の特定国有財産整備勘定」に改める。

第六十四条中第六号を削り、同条第七号中「飛行場」を「空港等」に改め、同号を同条第六号とし、同条第八号を同条第七号とする。

第六十四条の二を第六十四条の三とし、第六十四条の次に次の一条を加える。

（空港整備課の所掌事務）

第六十四条の二　空港整備課は、空港等に関する国の直轄の土木施設の整備及び災害復旧に関する事務をつかさどる。

第八十三条第一項中「五人」を「四人」に改める。

第九十四条に次の一項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、沖縄総合事務局長は、大規模な自然災害の発生により緊急に砂防工事その他の事務を行う必要があるときは、内閣府設置法第四十四条第二項の規定により国土交通大臣から指揮監督を受け、北部ダム事務所、北部ダム統合管理事務所、南部国道事務所、北部国道事務所及び国営沖縄記念公園事務所に対して、その管轄区域及び所掌事務の定めにかかわらず当該事務を行わせることができる。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第十八号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第八章第一節の規定及び公正取引委員会事務総局組織令（昭和二十七年政令第三百七十三号）を実施するため、公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令

公正取引委員会事務総局組織規則（昭和五十三年総理府令第十号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「五人」を「六人」に改める。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第十九号

金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）及び金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）を実施するため、金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令

金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「ものとする。」の下に「、広報企画調整官一人」を加え、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　広報企画調整官は、命を受けて、広報に関する事務の企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。

第四条第一項中「二人」の下に「、信用法制企画調整官一人」を加え、同条中第十二項を第十三項とし、第十一項を第十二項とし、第十項の次に次の一項を加える。

11　信用法制企画調整官は、命を受けて、金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号。第七条第二項並びに附則第四条の二、第五条、第七条第二項及び第八条において「令」という。）第十一条第一項第五号から第十三号までに掲げる事務を除く。）及び第十七号に掲げる事務のうち重要事項についての調整に関する事務に従事する。

第七条第二項第一号中「金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号。附則第四条の二、第五条、第七条第二項及び第八条において「令」という。）」を「令」に改める。

第八条第一項中「三人」を「二人」に改める。

第十条第一項中「及び保険サービス監視専門官一人」を「、保険サービス監視専門官一人及び保険財務会計基準専門官一人」に改め、同条に次の一項を加える。

7　保険財務会計基準専門官は、命を受けて、保険課の所掌事務のうち保険業を行う者の財務基準及び会計基準に関する専門的事項に係る事務に従事する。

第十八条第一項中「四十三人」を「四十四人」に、「百三十二人」を「百三十四人」に、「百四十八人」を「百五十一人」に改める。

附則第四条中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

附則第六条を次のように改める。

第六条　削除

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第二十号

消費者委員会令（平成二十一年政令第二百十六号）第三条第二項の規定に基づき、消費者委員会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

消費者委員会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

消費者委員会事務局組織規則（平成二十一年内閣府令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一項中「参事官」の下に「及び企画官それぞれ」を加える。

本則に次の一項を加える。

3　企画官は、命を受けて、局務のうち特定事項の調査、企画及び立案を行う。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第二十一号

警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第二十九条第五項及び第五十七条第一項並びに警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）第四十七条第三項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、警察法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

警察法施行規則の一部を改正する内閣府令

警察法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十八条」を「第十九条」に、「第十九条―第三十一条」を「第二十条―第三十三条」に、「第三十二条―第三十六条」を「第三十四条―第三十八条」に、「第三十七条―第四十五条」を「第三十五条―第四十六条」に、「第四十六条―第四十九条」を「第四十七条―第五十条」に、「第五十一条―第七十六条」を「第五十二条―第七十七条」に、「第七十七条―第九十八条」を「第七十八条―第九十九条」に、「第九十九条―第百十七条」を「第百条―第百十八条」に、「第百十八条―第百四十五条」を「第百十九条―第百四十六条」に、「第百四十六条―第百五十五条」を「第百四十七条―第百五十六条」に、「第百五十六条」を「第百五十七条」に改める。

第十七条第二項中「事務」の下に「（児童ポルノ対策官の所掌に属するものを除く。）」を加える。